

無線従事者免許証

日本国政府

無線従事者免許証



日本国政府



左の者は、無線従事者  
 国家試験及び免許規則に  
 より、左記資格の免許を  
 与えたものであることを  
 証明する。

昭和40年1月12日

資格 電信 級  
 アマチュア無線技士

免許証の番号 A0L 第281号

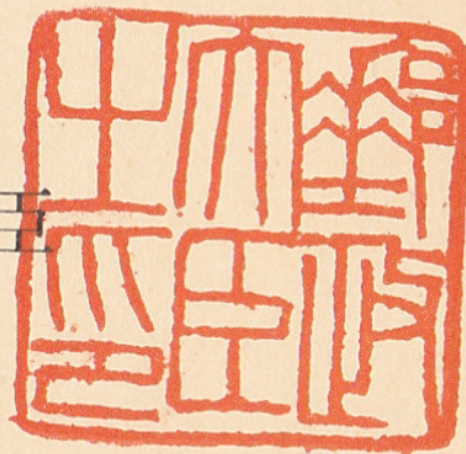
免許の年月日 昭和40年1月12日

本籍の都道府県 静岡県

氏名 鈴木忠彦

昭和14年4月5日生

郵政大臣



## 注 意 事 項

- 1 法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行なわれる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 業務に従事中はこの免許証を携帯しなければならない。
- 3 この免許証に記載された本籍の都道府県又は氏名を変更した場合は、この免許証を **関東電波監理局**（以下「所轄地方電波監理局」という。）を経由し、郵政大臣に提出して訂正を受けなければならない。
- 4 この免許証を失ったときは、10日以内（船舶局又は航空機局に勤務する者がその船舶又は航空機の航行中に失った場合は、その航行において最初にその船舶又は航空機が日本国内の目的地に到着した日から10日以内）に亡失届を所轄地方電波監理局を経由して郵政大臣に届け出なければならない。
- 5 この免許証は、免許の取消しの処分を受けたとき又は亡失して免許証の再交付を受けた後これを発見したときは10日以内に、無線従事者が死亡し又は失そうの宣告を受けたときは戸籍法による届出義務者から1箇月以内に所轄地方電波監理局を経由して郵政大臣に返さなければならない。